

法物承継システム登録にかかる特別財産処分に関する手続

寺院が重要な財産を処分しようとするときには総長の承認を受けなければなりません。また、寺院が財産目録に掲げる宝物を処分しようとするときには、その行為の少なくとも1月前に、門徒その他の利害関係人対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければなりません。

《必要書類》

1. 門徒総代の同意書

門徒総代に諮問したことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印します。

〔註1〕 門徒総代への諮問は、責任役員会を開催する以前に行います。（責任役員会開催
以前の日付）

〔註2〕 同意日において門徒総代の任期が満了している場合は、事前に門徒総代届の提出が必要となります。この場合、同意書には、新たに届け出る門徒総代が署名捺印します。

2. 責任役員会議事録（抜粋）

責任役員会の議決を得たことを証するため、任期中の責任役員が議事録の抜粋を添付します。

〔註1〕 責任役員会の議決は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

〔註2〕 開催日において責任役員が任期が満了している場合は、事前に責任役員任命に関する手続きが必要となります。この場合、責任役員会議事録は、新たに就任する責任役員のもとで議決し、署名捺印します。

3. 公告証明書

門徒その他の利害関係人に対して、財産処分の要旨を10日間公告したことを証するため、代表役員並びに確認者3名が署名捺印します。

〔註1〕 公告期間（10日間）の数え方

公告を開始した日（公告の初日）は、10日間の期間に算入せず、翌日から起算します。また、10日目の終了をもって公告期間が満了するので、実際に公告を取り外すのは、満了した日の翌日となります。したがって、公告期間が10日間の場合、実際には12日間を要します。

【例】 4月1日から公告を開始した場合、4月12日まで公告することになります。

〔註2〕 公告の掲示場所は、当該寺院の寺則第5条に規定された場所とします。

〔註3〕 代表役員並びに確認者の証明日は、公告を取り外した日（公告終了日）以降の日付とします。

〔註4〕 確認者は、寺族及び責任役員・門徒総代以外の者とします。

〔註5〕 公告終了日から 1月間の異議申し立て期間を設ける必要があるため、書類提出はそれ以降となります。

〔註6〕 寺院は、公告した事項について、門徒その他の利害関係人が意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、適切な方途を講ずるよう努めなければなりません。

4. 公告文

代表役員の署名捺印にて、財産処分の要旨を公告します。

〔註1〕 公告文の日付は、公告を開始した日（公告の初日）とします。

以 上

同意書

宗教法人「
」の所有する特別財産を、法物承継システムに登録のうえ、一切の権限を宗派に委任することに同意します。

年 月 日

宗教法人「
」

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

公 告 文

このたび、別記「法物の詳細」の通り、宗教法人「 寺」の特別財産を法物承継システムに登録のうえ、宗派より選定された団体に承継するため、一切の権限を宗派に委任することになりましたので、宗教法人法第23条並びに当寺院の寺則第5条及び第28条の規定により公告します。

門徒その他利害関係人

年 月 日

所在地_____

宗教法人「 寺」

代表役員_____印